

証券コード 5840
電子提供措置開始日 2026年2月2日
発信日 2026年2月3日

株主各位

香川県高松市サンポート2番1号
株式会社日本総険
代表取締役社長 葛石智

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.iba-ns.com/ir/>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コード「5840」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬具

記

1. 日 時 2026年2月25日（水曜日）午前10時30分

2. 場 所 香川県高松市サンポート2番1号
サンポートホール高松 6階62会議室

3. 目的・事項
報告事項 第29期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）事業報告及び計算書類
の内容報告の件

決議事項
議案1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
議案2 役員退職慰労金支給の件

4. 議決権の行使についてのご案内

同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、2026年2月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

以上

~~~~~  
◎当日、ご出席の際は、お手数ながら、同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.iba-ns.com/ir/>）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社日本総険  
代表取締役社長 葛石 智

### 2. 議案及び参考事項

#### 議案1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員を除く）4名は、本総会の終結と同時に任期満了により退任することとなりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、株主総会で陳述すべき特段の事項はない旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位及び担当                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社<br>の株式数 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 葛石 智<br>(1946年8月21日生) | 1969年04月 香川興行株式会社（現 日本総合保険企画株式会社）入社<br>1973年01月 同社取締役<br>1978年01月 同社常務取締役<br>1986年01月 同社専務取締役<br>1996年12月 当社設立代表取締役（現任）<br>2019年01月 終活バンク株式会社（現 株式会社日本総険トラストテクノロジーズ）取締役<br>2019年11月 株式会社日本総険トラストテクノロジーズ代表取締役 | 250,700株       |
| 葛石 晋三<br>(1977年1月3日生) | 重要な兼職の状況<br><br>一般社団法人日本保険仲立人協会 会長                                                                                                                                                                           |                |
|                       | 2003年03月 当社入社<br>2006年08月 当社取締役<br>2016年01月 当社常務取締役<br>2018年02月 当社専務取締役（現任）<br>2020年12月 株式会社日本総険トラストテクノロジーズ代表取締役（現任）                                                                                         | 101,000株       |

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 山本経三郎<br>(1959年7月4日生) | 1982年04月 光洋精工株式会社（現 ジェイテクト株式会社）<br>1985年07月 谷口正樹税理士事務所<br>1993年04月 大鹿務税理士事務所<br>1995年04月 フェニックスコーポレーション株式会社取締役<br>2001年10月 株式会社フォー・ユー経理部副部長<br>2002年07月 株式会社はなまる取締役経理部長<br>2004年12月 株式会社加ト吉（現 テーブルマーク株式会社）グループ企業上場責任者<br>2007年10月 株式会社GPサポート設立代表取締役<br>2015年11月 当社入社経営企画部部長<br>2017年02月 当社取締役<br>2018年02月 株式会社H&G（現 株式会社日本総険 in カスター）取締役<br>2018年02月 当社常務取締役（現任）<br>2019年01月 終活バンク株式会社（現 株式会社日本総険トラストテクノロジーズ）取締役 | 2,000株     |
| 重要な兼職の状況              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |
| 重要な兼職はありません           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で当社、子会社及びその役員・管理職従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、第三者及び当社に対する役員等の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる職務執行に関する損害賠償及び訴訟費用についての損害を補填の対象としており、故意又は重過失に起因する場合は補填されません。被保険者である役員等の職務執行の適正性が損なわれないようにするために、補償金額に制限を設けています。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。本議案において各候補者の選任をご承認いただいた場合、当社は各候補者を被保険者に含む当該保険契約を継続する予定であります。

## 議案2 役員退職慰労金支給の件

当社は、役員退職慰労金制度を設けておりませんが、本総会終結の時をもって退任される下記取締役に対し、在任中の職務執行の功績等を総合的に勘案し、退職慰労金を支給することといたしましたく存じます。その支給額は、退任時における月額報酬1か月分を上限とし、具体的な金額、支給時期及び方法等については、取締役会に一任することの承認をお願いするものであります。

記

退任取締役 取締役 奈良一（2026年2月25日退任）

以上

## 事 業 報 告

(2024年12月1日から2025年11月30日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

##### (a) 事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、物価上昇が続いたにもかかわらず、企業収益や雇用・所得環境が改善する下で、緩やかに回復しました。一方で、米国の通商政策の影響、物価上昇の継続、金融資本市場の変動等下振れリスクには依然として注意が必要で景気の先行き不透明な状況は継続しております。

当社を取り巻く市場環境は、大規模な自然災害の発生やリスクの多様化・増大化に伴う企業のリスクカバーに対する意識の変化を受けて、保険仲立人に対するニーズが一層高まっております。加えて、保険業界において発生した諸問題に対応すべく制度改革が進行しており、中でも「保険会社向けの総合的な監督指針」の見直しによる、保険仲立人に関する規制緩和など今後の当社への影響には十分注視する必要がある状況となっております。

このような環境の中、当事業年度における当社の保険ブローキングサービスは、契約更新時の複数年から単年契約へのシフトによる契約保険料の減少及び新規顧客の開拓が大口契約が少なかったことにより減少したものの、保証ビジネスサポートサービスが順調に増加したことにより営業収益は293,517千円（前事業年度比0.0%減）と前事業年度並に止まりました。営業費用は人件費や旅費交通費の増加等により300,938千円（同9.4%増）と増加しました。この結果、営業損益は7,421千円の営業損失（前事業年度は18,564千円の営業利益）となりましたが、経常損益は子会社からの配当受取により7,994千円の経常利益（前事業年度比70.4%減）となりました。当期純利益は7,000千円（同77.7%減）と減益決算となりました。

なお、当事業年度における保険募集の契約残高は、新規契約による増加等により、契約件数は1,321件（前事業年度比8.4%増）と増加しましたが、保険料は更新契約が複数年から単年契約へのシフトによる影響から1,366,929千円（同1.3%増）と微増となりました。一方で、媒介手数料は手数料率の低い契約増加により249,190千円（同0.2%減）と微減となりました。

##### (b) 資金調達の状況

該当事項はございません。

##### (c) 設備投資等の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

工具器具備品 パソコン購入 1,569千円

##### (d) 事業の譲渡及び譲受けの状況

2025年9月に保険仲立人事業を営む次の会社の事業を譲受けましたが、当社への影響は軽微であります。

兵庫県西宮市 株式会社アークインス

#### (e) 会社が対処すべき課題

当社は1996年の創業以来、わが国において保険仲立業が認知され世界に通用するブローカーとなることを目指してビジネスモデルを構築してきました。

また、2017年に保険代理店業を営む企業を買収してグループ経営に移行し、グループの提供するサービスを「リスクサービス」と定め、各社の役割を明確にし、グループとしての成長に注力しております。

このような状況下において、当社が対処すべき当面の課題は以下のとおりであります。

##### ア. 人材育成

2015年にベンチャーキャピタルの出資を受けてから数度の増資を行い、並行して増員による規模の拡大を図りました。その間に採用した人材の育成に注力してきた結果、各部門業務の中核を担える人材が育ってきたことによって、グループの成長基盤が充実しつつあります。今後も継続的に人材の育成に注力し、更なる成長につなげてまいります。

##### イ. ブランド化

当社グループは、株式会社日本総険の商品である「I B A C O V E R（商標登録済）」をブランド化することにより、他の保険流通業者との差別化を図っております。当社は、2023年8月に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに新規上場し、会社としての社会的信用を高めることで、全国的な認知度の向上に努めて、「I B A C O V E R」の一層のブランド化を推進してまいります。

##### ウ. 海外取引に向けた対応

グローバル化により、当社の顧客が海外進出する際のリスク管理に対応するため、海外のブローカーや海外の保険会社との関係を構築してまいります。また、制度改正により緩和されると予測されている海外の保険会社への直接付保に向けての準備も併せて進めてまいります。

##### エ. 保険業法等の改正に向けた対応

2024年の金融庁主催「損害保険業等に関する制度等ワーキンググループ」において、制度の改善が提案され、2025年5月には保険業法が改正されました。この改正に続き、「保険会社向けの総合的な監督指針」が順次改正されています。こうした制度改正に当社グループとして的確に対処してまいります。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

| 区分             | 第 26 期   | 第 27 期   | 第 28 期   | 第29期(当期) |
|----------------|----------|----------|----------|----------|
| 営業収益 (千円)      | 239, 030 | 235, 877 | 293, 644 | 293, 517 |
| 当期純利益 (千円)     | 11, 495  | 461      | 31, 347  | 7, 000   |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 17. 29   | 0. 69    | 47. 13   | 10. 53   |
| 純資産 (千円)       | 65, 333  | 65, 794  | 97, 142  | 94, 168  |
| 総資産 (千円)       | 239, 179 | 245, 842 | 293, 311 | 251, 903 |

注1. 2023年4月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため第26期（2022年11月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第26期の期首から適用しており、第26期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

なお、保険募集業務の状況（財務局報告分）は次の通りです。

| 区分        | 第 26 期      | 第 27 期      | 第 28 期      | 第 29 期(当期)  |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 契約件数 (件)  | 1, 333      | 1, 220      | 1, 219      | 1, 321      |
| 保険料 (千円)  | 1, 251, 550 | 1, 139, 521 | 1, 349, 628 | 1, 366, 929 |
| 手数料等 (千円) | 231, 221    | 207, 449    | 249, 791    | 249, 190    |

## (3) 重要な子会社の状況

### 子会社の状況

| 名称                  | 出資比率    | 主要な事業内容                           |
|---------------------|---------|-----------------------------------|
| 株式会社日本総険inカスタマー     | 100. 0% | 保険セールスエージェントサービス                  |
| 株式会社日本総険トラストテクノロジーズ | 100. 0% | クレジットワランティサービス<br>リスクコンサルティングサービス |

### 子会社の業績推移

#### 株式会社日本総険inカスタマー

| 区分                                | 第 24 期      | 第 25 期       | 第 26 期      | 第 27 期(当期) |
|-----------------------------------|-------------|--------------|-------------|------------|
| 営業収益 (千円)                         | 55, 423     | 36, 912      | 34, 832     | 40, 945    |
| 当期純利益又は当期純損失(△)<br>(千円)           | 3, 285      | △13, 414     | △5, 259     | 4, 617     |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり<br>当期純損失(△) (円) | 12, 637. 31 | △39, 072. 63 | △4, 174. 58 | 3, 664. 38 |

株式会社日本総険トラストテクノロジーズ

| 区分             | 第10期   | 第11期     | 第12期     | 第13期(当期) |
|----------------|--------|----------|----------|----------|
| 営業収益 (千円)      | 85,454 | 183,876  | 246,602  | 291,454  |
| 当期純利益 (千円)     | 16,857 | 21,504   | 33,311   | 53,142   |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 842.88 | 1,075.22 | 1,665.57 | 2,657.11 |

(4) 主要な事業内容

- 保険ブローキングサービス
- 保証ビジネスサポートサービス
- リスクコンサルティングサービス

(5) 主要な営業所

| 名称       | 所在地     |
|----------|---------|
| 本社       | 香川県高松市  |
| 東京支社     | 東京都千代田区 |
| 札幌営業所    | 北海道札幌市  |
| C S センター | 香川県高松市  |

札幌営業所は2025年10月に開設しました。

(6) 従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減数 |
|------|------------|
| 17名  | 2名増        |

注. 従業員は就業人員（子会社への出向者1名を除く。）により記載しております。

(7) 主要な借入先

| 借入先      | 借入残高     |
|----------|----------|
| 株式会社中国銀行 | 37,505千円 |
| 株式会社四国銀行 | 35,600千円 |
| 株式会社香川銀行 | 8,660千円  |
| 日本政策金融公庫 | 15,000千円 |

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 665,000株

(2) 株主数 41名

(3) 株主

| 主な株主名                 | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------|----------|---------|
| 葛石 智                  | 250,700株 | 37.7%   |
| 葛石 真士                 | 101,000株 | 15.2%   |
| 葛石 晋三                 | 101,000株 | 15.2%   |
| 日本アジア投資株式会社           | 42,900株  | 6.5%    |
| K&Pパートナーズ1号投資事業有限責任組合 | 30,000株  | 4.5%    |
| K&Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合 | 23,000株  | 3.5%    |
| 上村 龍文                 | 20,000株  | 3.0%    |
| 神原 正晶                 | 10,000株  | 1.5%    |
| 米津 健一                 | 10,000株  | 1.5%    |
| 葛石 朋子                 | 7,000株   | 1.1%    |

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

| 名称                     | 第1回新株予約権                                 |
|------------------------|------------------------------------------|
| 新株予約権の数                | 86個                                      |
| 保有人数                   |                                          |
| 当社取締役（監査等委員を除く）        | 4名                                       |
| 当社取締役（監査等委員）           | 1名                                       |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式 8,600株                            |
| 新株予約権の発行価額             | 新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり 1,000円<br>資本組入額 500円               |
| 新株予約権の行使期間             | 2021年2月5日から2028年2月22日                    |
| 新株予約権の主な行使条件           | 権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあること |

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況

| 氏名     | 地位及び担当           | 重要な兼職の状況                                          |
|--------|------------------|---------------------------------------------------|
| 葛石 智   | 代表取締役社長          |                                                   |
| 葛石 晋三  | 専務取締役<br>営業部担当   | 株式会社日本総険トラストテクノロジーズ<br>代表取締役                      |
| 山本 経三郎 | 常務取締役<br>経営企画部担当 |                                                   |
| 奈良 一   | 取締役<br>東京支社長     | 学校法人京華学園 監事                                       |
| 上杉 哲人  | 取締役（監査等委員）       | 株式会社日本総険トラストテクノロジーズ<br>監査役<br>株式会社日本総険inカスタマー 監査役 |
| 岡林 正文  | 取締役（監査等委員）       |                                                   |
| 仙頭 真希子 | 取締役（監査等委員）       | せんとう法律事務所所長                                       |

注1. 取締役上杉哲人氏、岡林正文氏、仙頭真希子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 岡林正文氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 仙頭真希子氏は、弁護士の資格を有しております、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 重要会議への出席、情報収集及び内部監査部門との連携を通じて監査の実効性を高めるため、取締役（監査等委員）上杉哲人氏を常勤監査等委員として選定しております。

##### (2) 社外取締役との責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める金額の合計額としております。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は、保険会社との間で当社の取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる職務執行に関する損害賠償及び訴訟費用についての損害を補填の対象としており、故意又は重過失に起因する場合は補填されません。被保険者である当社役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするために、補償金額に制限を設けています。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

##### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

###### ① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会

で定められた報酬限度額の範囲内において代表取締役社長が役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する方針となっております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により個人別の報酬を決定しております。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2019年2月25日開催の第22期定時株主総会(決議当時の取締役員数は9名)において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年間報酬総額の上限は、100,000千円、監査等委員である取締役の年間報酬総額の上限は、20,000千円と決議されております。

## ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、取締役会の決議に基づき、委任をされた代表取締役社長葛石智が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の基本報酬の額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したからであります。

## ④ 取締役の報酬等の総額等

| 役員区分                               | 報酬等の総額<br>(千円)   | 報酬等の種類別の総額(千円)   |        |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------------------------|------------------|------------------|--------|-------|-----------------------|
|                                    |                  | 固定報酬             | 業績連動報酬 | 退職慰労金 |                       |
| 取締役<br>(監査等委員である者を除く)<br>(うち社外取締役) | 60,000<br>(—)    | 60,000<br>(—)    | (—)    | (—)   | 5<br>(—)              |
| 取締役<br>(監査等委員である取締役)<br>(うち社外取締役)  | 6,120<br>(6,120) | 6,120<br>(6,120) | (—)    | (—)   | 4<br>(4)              |

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- ・社外取締役（監査等委員）上杉哲人は、株式会社日本総険トラストテクノロジーズ及び株式会社日本総険inカスタマーの監査役であります。兼務先は、当社の子会社であります。
- ・社外取締役（監査等委員）仙頭真希子は、せんとう法律事務所の所長であります。当社と兼務先の間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|                    | 活動状況                                                                                                                                                                                |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員）<br>上杉哲人 | 当事業年度に開催された取締役会には、13回中13回出席し、大手企業で培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。同様に、監査等委員会には、13回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、常勤委員として、経営上の諸課題の適宜把握に努め監査等委員会で報告する等取締役の職務執行状況を監査しました。 |

|                     |                                                                                                                                       |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役(監査等委員)<br>岡林正文  | 当事業年度に開催された取締役会には、13回中13回出席し、公認会計士として大手監査法人で培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。同様に、監査等委員会には、13回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 取締役(監査等委員)<br>中西正則  | 当事業年度に開催された取締役会には、3回中3回出席し、公認会計士・税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。同様に、監査等委員会には、3回中3回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。        |
| 取締役(監査等委員)<br>仙頭真希子 | 当事業年度に開催された取締役会には、10回中10回出席し、弁護士としての経験・見地から適宜発言を行っております。同様に、監査等委員会には、10回中10回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                 |

注. 2025年2月の第28回定時株主総会で、中西正則氏は任期満了により退任し、後任として仙頭真希子氏が選任されました。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

えひめ有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区分                             | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 13,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,000千円 |

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と(株)東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の業務管理体制の整備・運営状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は監査等委員会

は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、その旨および解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議（2019年2月25日）の内容は、以下の通りです。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、法令、定款、社内諸規程及び企業倫理に従った行動をとるための行動規範等を定める。
- イ. コンプライアンスへの取り組みを横断的に統括する部門を設置し、遵守状況等の点検、指導、教育を行う。内部監査部門は、コンプライアンス統括部門と連携のうえ、コンプライアンス体制の整備状況と有効性を監査する。
- ウ. コンプライアンス体制をさらに有効・強固なものとするために、コンプライアンス委員会の活動を継続する。
- エ. 反社会的勢力との関係遮断の基本方針を定め、組織全体としての対応体制を整備する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務執行に係る情報は、保存場所、保存期間等、その取扱いを定める社内規程に従い保存及び管理を行う。
- イ. 保存・保管された情報は、取締役の求めに応じて、常時閲覧可能とする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 重要な経営課題については、取締役会に上程して、その合理性及びリスクの予測・対応策を審議する。
- イ. リスク抑制のため、決裁者は職務権限規程に従って関係部署と合議をしたうえで決裁判断をする。
- ウ. 日常業務で発生し得るリスクの回避・最小化のため、業務遂行に関連する規程の充実を図る。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会を定期的に開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務に関する報告と審議を行う。
- イ. 常勤の取締役が出席する定例ミーティングその他の社内会議において、業務の効率性、合理性、リスク対応を検証する。

#### ⑤ 次の各項に掲げる体制その他の当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 子会社の取締役、使用人（以下、「子会社の取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

子会社で重要な事象が生じた場合には、当該子会社の取締役等から当社の担当取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）に直ちに報告させる。併せて、子会社の重要な業務執行に関し当社の担当取締役に定期的に報告させる。

イ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業運営に係るリスクに関し、当社の取締役会において、当社の担当取締役から報告する。

ウ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・事業年度ごとに、子会社の経営目標及び予算配分等につき、当社の担当取締役と当該子会社の取締役等が協議し決定する。

・当社の職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を子会社において構築させる。

エ. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社の取締役又は使用人が子会社の取締役等又は監査役を兼務して監督し、当社の取締役会にて毎月の業務状況を報告・審議する。

・当社の内部統制の体制はほぼ同様の体制で子会社にも適用する。

・法令違反等の通報ができるよう、当社及び子会社の取締役等のための内部通報窓口を設置する。

・内部監査部門は、子会社の財務状況、法令・社内諸規程の遵守状況等、業務の適正な遂行を確認するため、適宜、監査を実施する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務は、監査部が補助する。

⑦ 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人である監査部に属する人員の異動等は監査等委員の意見を尊重したものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。また、監査等委員会の職務を補助する際は、監査等委員会の指揮命令に従う。

⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

・経営課題、日常の業務執行状況について、監査等委員である取締役が出席する取締役会にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から報告を行う。

・社内の重要な事項について、監査等委員会は、随時、関係書類を閲覧し、報告を受けることができる。

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、経営に著しい影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合、職務遂行に関して、不正行為・重大な法令違反等の事実が判明した場合には、直ちに、監査等委員会に報告を行う。

イ. 子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

・子会社の取締役等及び監査役は、監査等委員会から業務執行に関する事項につき報告を求められたときは、速やかに対応する。

・子会社の取締役等及び監査役は、法令等の違反行為を発見したときは、当社の担当取締役及び監査等委員会に報告する。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員から費用の請求があるときは、職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、当該費用を負担し又は債務を処理する。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員会は、必要に応じ、社内の各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を求めることができるものとし、同時に、協力を求められた部署は必ずこれに応じることとする。
- イ. 監査等委員会は、監査の品質・効率を高めるため、適宜、会計監査人及び内部監査部門と情報・意見交換等の緊密な連携を図るほか、弁護士その他社外の専門家に隨時相談できるものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、必要に応じて改善を進めております。

### ② コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、社内研修の都度、管理職・一般職の階層に応じて必要なコンプライアンス教育を行うなど、法令、定款及び社内諸規程を遵守するための取組みを継続的に実施しております。

### ③ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び今後の資金需要や中長期における財務体質の展望を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。また、剰余金の配当の決定機関は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、2026年1月15日開催の取締役会において、1株当たり15円00銭とすることを決議しました。

## 貸 借 対 照 表

(2025年11月30日現在)

(単位:千円)

| 資産の部     |         | 負債の部         |         |
|----------|---------|--------------|---------|
| 科目       | 金額      | 科目           | 金額      |
| 流動資産     | 126,303 | 流動負債         | 86,967  |
| 現金及び預金   | 65,017  | 1年内返済予定長期借入金 | 37,656  |
| 売掛金      | 50,414  | リース債務        | 2,495   |
| 立替金      | 1,299   | 未払金          | 7,891   |
| 未収入金     | 5,900   | 未払費用         | 19,429  |
| 前払費用     | 3,671   | 未払法人税等       | 400     |
|          |         | 未払消費税等       | 5,454   |
|          |         | 預り金          | 4,323   |
|          |         | 契約負債         | 1,158   |
|          |         | 賞与引当金        | 8,157   |
| 固定資産     | 125,599 |              |         |
| 有形固定資産   | 21,299  | 固定負債         | 70,767  |
| 建物       | 4,761   | 長期借入金        | 59,109  |
| 工具器具備品   | 3,882   | リース債務        | 11,658  |
| リース資産    | 12,656  |              |         |
|          |         | 負債合計         | 157,735 |
| 無形固定資産   | 2,467   | 純資産の部        |         |
| ソフトウェア   | 2,064   | 株主資本         | 94,168  |
| その他の     | 402     | 資本金          | 70,000  |
|          |         | 利益剰余金        | 24,168  |
| 投資その他の資産 | 101,832 | 利益準備金        | 997     |
| 関係会社株式   | 74,540  | その他利益剰余金     | 23,170  |
| 長期貸付金    | 1,750   | 繰越利益剰余金      | 23,170  |
| 敷金       | 10,670  |              |         |
| 繰延税金資産   | 13,825  |              |         |
| その他の     | 1,046   | 純資産合計        | 94,168  |
| 資産合計     | 251,903 | 負債純資産合計      | 251,903 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日)

(単位 : 千円)

| 科 目                   | 金 額      |
|-----------------------|----------|
| 當 業 収 益               | 293, 517 |
| 當 業 費 用               | 300, 938 |
| 當 業 損 失               | 7, 421   |
| 當 業 外 収 益             |          |
| 受 取 利 息               | 125      |
| 受 取 配 当 金             | 17, 000  |
| 雜 収 入                 | 18       |
| 當 業 外 費 用             |          |
| 支 払 利 息               | 1, 728   |
| 經 常 利 益               | 7, 994   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 7, 994   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 417      |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 576      |
| 当 期 純 利 益             | 7, 000   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日)

(単位 : 千円)

|                       | 株 主 資 本 |           |             |           |              |             |            | 純資産合計  |  |
|-----------------------|---------|-----------|-------------|-----------|--------------|-------------|------------|--------|--|
|                       | 資本金     | 資本剰余金     |             | 利益剰余金     |              |             | 株主資本<br>合計 |        |  |
|                       |         | 資本準備<br>金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |        |  |
| 2024 年 12 月 1 日<br>残高 | 70,000  | —         | —           | —         | 27,142       | 27,142      | 97,142     | 97,142 |  |
| 事業年度中の変<br>動額         |         |           |             |           |              |             |            |        |  |
| 剩余金の配当                |         |           |             |           | △9,975       | △9,975      | △9,975     | △9,975 |  |
| 利益準備金の積<br>立          |         |           |             | 997       | △997         |             |            |        |  |
| 当期純利益                 |         |           |             |           | 7,000        | 7,000       | 7,000      | 7,000  |  |
| 事業年度中の変<br>動額合計       | —       | —         | —           | 997       | △3,972       | △2,974      | △2,974     | △2,974 |  |
| 2025 年 11 月 30<br>日残高 | 70,000  | —         | —           | 997       | 23,170       | 24,168      | 94,168     | 94,168 |  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 15年～22年

工具器具備品 4年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に対応する支給見込額 を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① 保険ブローキングサービス

企業保険分野は、保険仲立人としての保険媒介サービスを行っており、保険会社との「業務契約」に基づき、保険料が保険会社に収納された時点で契約に基づく媒介手数料を収益として認識しております。

##### ② 保証ビジネスサポートサービス

ニューリスクビジネス分野は、顧客の保証制度構築支援を行っており、顧客との「保証制度事務管理並びにロスサービスコンサルティング業務契約」に基づき、役務の提供が完了した時点で契約に基づく手数料を収益として認識しております。

## 2 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 74,540 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

関係会社株式の評価については、関係会社の財政状態が悪化し、実質価額が著しく低下した場合には、将来の事業計画に基づき回復可能性を判定し、減損処理の必要性を検討しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって事業計画に基づく業績回復が予定通りに進まないことが判明したときは、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 13,825 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対し、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより判断しております。

② 主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得は、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて見積もっており、事業計画に含まれる営業収益、営業費用の予測が主要な仮定であります。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 29,281 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

短期金銭債権 5,900 千円

長期金銭債権 300 千円

短期金銭債務 6,140 千円

(3) 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、「個別注記表 8 収益認識に関する注記」に記載しております。

#### (4) 顧客の預り金

ニュービジネスリスク分野における顧客の保証料を管理している口座があり、次の各科目に含まれております。

|        |          |
|--------|----------|
| 現金及び預金 | 3,679 千円 |
| 預り金    | 3,679 千円 |

### 4 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

##### 営業取引による取引高

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 営業収益            | 7,332 千円  |
| 営業費用            | 65,532 千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 17,000 千円 |

#### (2) 顧客との契約から生じる収益

収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、「個別注記表 8 収益認識に関する注記」に記載しております。

### 5 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 665,000 株

#### (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 21,300 株

#### (3) 剰余金の配当

##### ①令和7年1月15日の取締役会における配当決議

|            |            |
|------------|------------|
| ・配当金の総額    | 9,975 千円   |
| ・1株当たりの配当金 | 15 円       |
| ・基準日       | 令和6年11月30日 |
| ・効力発生日     | 令和7年2月27日  |

##### ③ 令和8年1月15日の取締役会における配当決議

|            |            |
|------------|------------|
| ・配当金の総額    | 9,975 千円   |
| ・1株当たりの配当金 | 15 円       |
| ・基準日       | 令和7年11月30日 |
| ・効力発生日     | 令和8年2月26日  |

## 6 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|          |            |
|----------|------------|
| 賞与引当金    | 2,780 千円   |
| 未払費用     | 439 千円     |
| 繰越欠損金    | 36,755 千円  |
| その他      | 265 千円     |
| 繰延税金資産小計 | 40,241 千円  |
| 評価性引当額   |            |
| 繰越欠損金    | △26,232 千円 |
| その他      | △184 千円    |
| 評価性引当額小計 | △26,416 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 13,825 千円  |

### 法人税等の税率変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が創設されることとなりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は34.1%から34.9%に変更されます。

この変更による影響は軽微であります。

## 7 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金等は、そのほとんどが3カ月以内の支払期日であります。

#### ④ 金融商品に係る管理体制

##### ア 信用リスクの管理

当社は、主要取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### イ 市場リスクの管理

該当事項はありません。

##### ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### ⑤ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|           | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----------|------------------|------------|------------|
| (1) 長期貸付金 | 1,750            | 1,743      | △7         |
| (2) 敷金    | 10,670           | 10,469     | △200       |
| 資産計       | 12,420           | 12,212     | △207       |
| (1) 長期借入金 | 96,765           | 95,820     | △944       |
| (2) リース債務 | 14,154           | 14,277     | 122        |
| 負債計       | 110,919          | 110,097    | △822       |

(\*1) 長期借入金は1年内返済予定長期借入金を合算して表示しております。

(\*2) リース債務はリース債務（流動）を合算して表示しております。

(\*3) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未払金」、「預り金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものあることから記載を省略しております。

### (注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 65,067       | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 50,414       | —                   | —                    | —            |
| 未収入金   | 5,900        | —                   | —                    | —            |
| 長期貸付金  | 773          | 977                 | —                    | —            |
| 敷金     | —            | —                   | —                    | 10,670       |
| 合計     | 122,156      | 977                 | —                    | 10,670       |

### (注2) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 37,656       | 29,396              | 22,196              | 7,517               | —                   | —           |
| リース債務 | 2,495        | 2,173               | 2,226               | 2,281               | 2,337               | 2,640       |
| 合計    | 40,151       | 31,569              | 24,422              | 9,798               | 2,337               | 2,640       |

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2025年11月30日）

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2025年11月30日）

| 区分                          | 時価   |         |      |         |
|-----------------------------|------|---------|------|---------|
|                             | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期貸付金                       | —    | 1,743   | —    | 1,743   |
| 敷金                          | —    | 10,469  | —    | 10,469  |
| 資産合計                        | —    | 12,212  | —    | 12,212  |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金を含む) | —    | 95,820  | —    | 95,820  |
| リース債務                       | —    | 14,277  | —    | 14,277  |
| 負債合計                        | —    | 110,097 | —    | 110,097 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金、敷金

これらの時価については、契約期間に基づいて将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

元利金の合計額と、当該債務の残存期間に基づいてリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解情報

当社の営業収益は、主に顧客との契約から生じる収益であります。当社はリスクサービス事業の単一セグメントであるため、当社のサービスから生じる収益を分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

当事業年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

(単位：千円)

|                 | リスクサービス |
|-----------------|---------|
| 保険ブローキングサービス    | 213,349 |
| 保証ビジネスサポートサービス  | 70,286  |
| その他             | 9,882   |
| 顧客との契約から生じる収益合計 | 293,517 |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権および契約負債の残高は以下のとおりです。

当事業年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

（単位：千円）

|                     | 当事業年度末 |
|---------------------|--------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 41,244 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 50,414 |
| 契約負債（期首残高）          | 858    |
| 契約負債（期末残高）          | 1,158  |

（注1）貸借対照表において顧客との契約から生じた債権は、「売掛金」に含まれております。

（注2）契約負債は、契約期間に亘って収益を認識する「ロスコントロールコンサルティング業務およびリスク管理業務契約」に基づき顧客から受け取った手数料の前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

|         | 当事業年度末 |
|---------|--------|
| 1年以内    | 1,158  |
| 1年超2年以内 | —      |
| 2年超3年以内 | —      |
| 3年超     | —      |
| 合計      | 1,158  |

## 9 関連当事者との取引に関する注記

### 関連当事者等との取引

| 種類  | 会社等の名称                | 議決権等の所有（被所有）割合     | 関連当事者との関係                         | 取引の内容                             | 取引金額<br>(千円)<br>(注 3) | 科目    | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-----------------------|--------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|-------|--------------|
| 子会社 | 株式会社日本総険 in カスタマー     | 所有<br>直接 100.0%    | 出向等                               | 出向料の受取<br>(注 1)<br>業務委託料の受取 (注 2) | 8,460<br>600          | 未収入金  | 1,550        |
|     | 株式会社日本総険 トラスト テクノロジーズ | 所有<br>直接 100.0%    |                                   | 業務委託料の支払<br>紹介手数料の支払 (注 2)        | 30,754<br>1,040       | 未払金   | 6,140        |
|     |                       | 業務委託<br>出向<br>配当金等 | 出向料の受取<br>(注 1)<br>業務委託料の受取 (注 2) | 17,202<br>6,732                   | 未収入金                  | 4,350 |              |
|     |                       |                    | 配当金の受取                            | 17,000                            |                       |       |              |

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注 1) 出向料の受取については、出向契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け取っております。
- (注 2) 業務委託料の受取、業務委託料及び紹介手数料の支払については、契約に基づき、妥当な取引金額を算出の上取引しております。取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 10 1株当たり情報に関する注記

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 1株当たり純資産額          | 141 円 61 銭 |
| 1株当たり当期純利益         | 10 円 53 銭  |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | 10 円 52 銭  |

## 11 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

株式会社日本総険

取締役会御中

えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 別府 淳

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 森本 洋右

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本総険の2024年12月1日から2025年11月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことがある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は第 29 期事業年度（2024 年 12 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日まで）における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、常勤の監査等委員が各社の監査役を兼務しており、取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び使用人から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。  
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為 又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。  
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026 年 1 月 26 日

株式会社 日本総険 監査等委員会

監査等委員（常勤） 上杉 哲人 

監査等委員 岡林 正文 

監査等委員 仙頭 真希子 

（注）監査等委員 3 名全員は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。

## 株主総会会場のご案内

会場：香川県高松市サンポート 2番1号

サンポートホール高松 6階 2会議室

交通：JR高松駅より徒歩3分

